

# 徳島県 豪雨災害時 避難行動 促進指針

令和元年 7 月

徳 島 県

## 目 次

はじめに	・・・	P 1
第 1 避難情報（勧告・指示など）のあり方	・・・	P 2
1) 発令の内容、タイミング		
2) 発令の判断		
第 2 住民への情報提供のあり方	・・・	P 8
1) 自治体（県・市町村）		
2) マスメディアなど		
第 3 住民の避難行動のあり方	・・・	P 1 1
1) 避難行動を促す手法（自助）		
2) 避難行動を支える手法（共助・公助）		

## はじめに

西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった平成30年7月豪雨では、岡山県、広島県、愛媛県等で河川の氾濫や浸水被害、土砂災害等が相次ぎ、死者・行方不明者が200名を越える甚大な被害が発生しました。

徳島県においても、人的被害こそありませんでしたが、県内各地で多くの浸水被害、土砂災害等が発生しました。

この豪雨では、気象庁が大雨特別警報を発表する可能性があるとの緊急会見を行ったほか、自治体から避難勧告、避難指示（緊急）が発令されていたにも関わらず、自宅にとどまる等により、多くの方が亡くなる結果となりました。

これを踏まえて、内閣府において「避難勧告等に関するガイドライン」が改正されたことから、徳島県においても、学識経験者や関係首長、関係機関などで構成する「徳島県豪雨災害時避難行動検討会議」における意見等を踏まえ、このたび「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」を改定しました。

今後、この指針をもとに、市町村において「避難勧告等の発令の判断」や「防災情報の強化」に役立てていただくとともに、県や市町村、防災関係機関、マスメディアなどが連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていくこととします。

令和元年7月

徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課

(参考) 豪雨災害時避難行動検討会議 委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職名等	氏名	役職名等
青木 圭子	(一社)徳島県医師会 徳島県医師国保組合事務長	西條 美鈴	徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター 所長
明田川 保	徳島地方気象台長	勝賀瀬 和雄	NHK徳島放送局 副局長
伊原 俊子	(福)徳島県社会福祉協議会 次長	中野 晋	徳島大学環境防災研究セ ンター長
加藤 研二	阿南工業高等専門学校 准教授	三浦 茂貴	海陽町長
黒川 征一	三好市長	(全9名)	

## 1 避難情報（勧告・指示など）のあり方

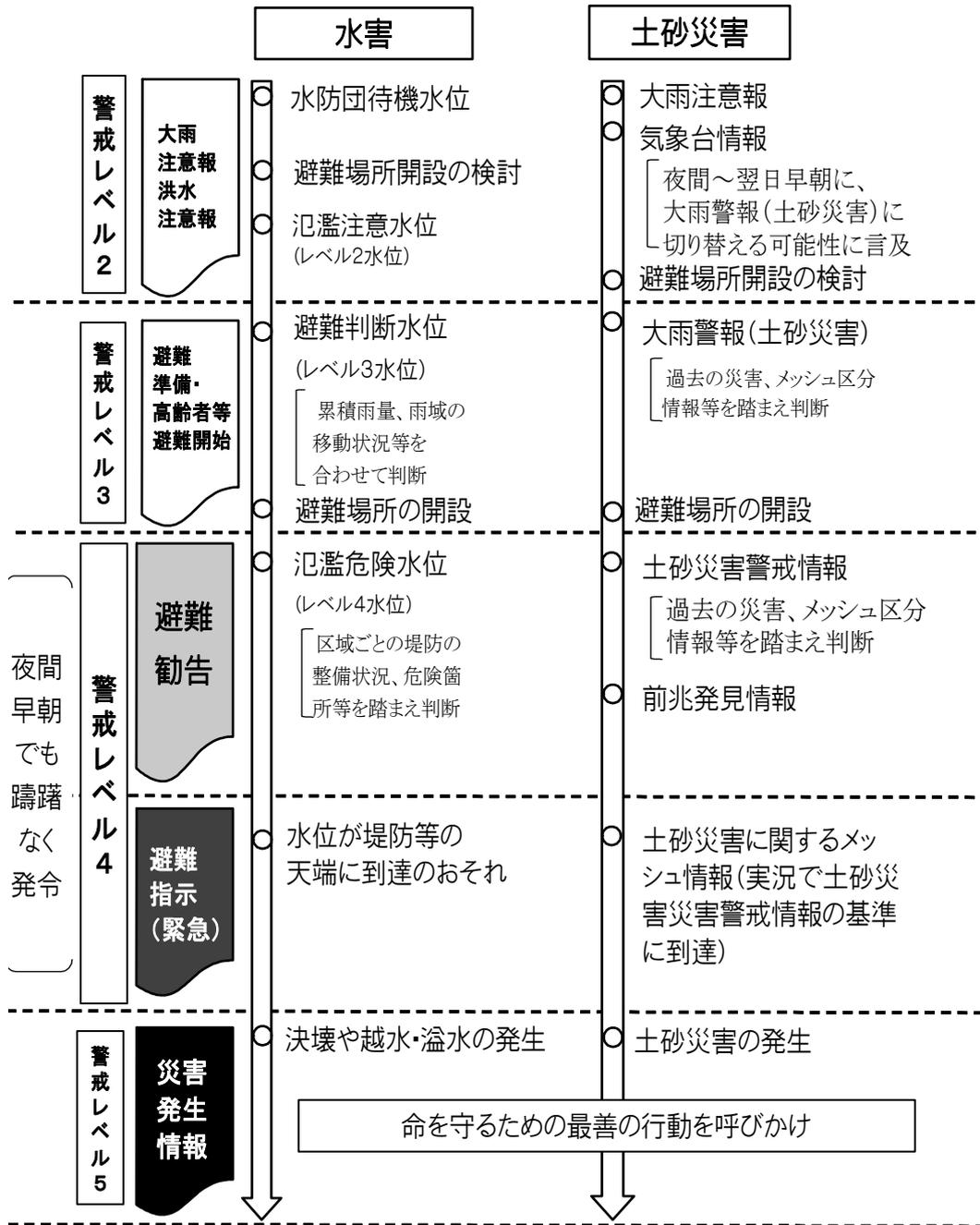
### 1) 発令の内容、タイミング

#### 【推進事項】

- 空振りを恐れず、タイムライン(※①)を参考に、早めに避難情報を発令
- 夜間・早朝でも、躊躇なく発令
  - 夜間の避難情報の発令には、避難の安全性を十分に配慮できる限り、昼間に避難情報を発令し注意を喚起
- 発令時には、対応する警戒レベルを明確にし、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達
- 「避難勧告」（警戒レベル4）は、原則避難場所等への立退き避難（※②）を誘導
- 「避難指示（緊急）」（警戒レベル4）は、避難場所等への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所への避難」や「屋内安全確保」等の避難行動を誘導
- 「災害発生情報」（警戒レベル5）は、災害の発生を把握した段階で可能な範囲で発令
  - 逃げ遅れた方も含め、直ちに「命を守るための最善の行動」（※③）をとるよう呼びかけ
- 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令段階から、避難場所の開設を開始

※① 避難情報に関する推奨タイムライン

このタイムラインは、防災気象情報等と災害時の対応の標準的な流れを例示したものであり、実際の情報や対応がこのとおりになるとは限らないことに留意が必要である。



※夜間・早朝に警戒レベル3、4の避難情報を発令する状況が想定される場合は、その前の夕刻時点において、早めに発令する。

## ※② 立退き避難が必要な災害

(内閣府H31.3「避難勧告等に関するガイドライン」参照)

### □ 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さが最上階の床の高さを上回るにより、屋内安全確保では、命に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要）
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

### □ 土砂災害

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

(参考) 避難勧告等により「立退き避難」が必要な住民に求める行動

<p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難勧告、避難指示（緊急）</p>	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」<sup>*1</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」<sup>*2</sup>を行う。</li> </ul> </div> <p>&lt;市町村から避難指示（緊急）が発令された場合&gt;</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」<sup>*1</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」<sup>*2</sup>を行う。</li> <li>・ 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>
【警戒レベル5】 災害発生情報	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・ 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

### ※③ 「直ちに命を守るための最善の行動」の例

- ・ 洪水浸水想定区域の居住者等については、逃げ遅れて、もしくは激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（河川から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。  
具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。

## 2) 発令の判断

### 【推進事項】

- 「全域」に避難勧告等を発令することは、避難意識を低下させ、避難するうえで有効でない場合もあるため、過去の災害経験や、ハザードマップなどから地域ごとの特性を予め把握し、細かな地区ごとに発令
- 判断材料の拡大を推進
  - ・ 自治体における気象台の助言制度の活用
  - ・ 気象台や気象会社における早い段階からのピンポイントの予測精度の向上
  - ・ メッシュごとに雨雲レーダーや累積雨量等を情報提供できるシステムの構築

### ■ 「全域」発令を回避するための事前準備

< 洪水等 >

- ① 水位観測所の受け持ち区間内では、最も危険な箇所を基に氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されている場合が多く、氾濫危険水位に到達した段階でも、すべての市町村に氾濫のおそれがあるわけではない。  
市町村内の区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等をあらかじめ把握しておく。
- ② 雨量の実測値と予測値、流域形態、地質等による異なる流出・流下過程を勘案し、さらにダム等の貯留施設の運用も考慮した上で、水位予測が提供されるため、これを活用して、その後の水位上昇の見込みを把握する。
- ③ その他河川からの氾濫についても、国・都道府県からの助言を踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用する。

#### <土砂災害>

- ① 土砂災害警戒区域・危険区域等を避難勧告等の発令の対象要素としてあらかじめ決めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。
- ② 発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。
- ③ 大雨時の事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準と避難に要する時間を予め考慮しておく。

### ■ 活用すべき判断材料

#### < 全 般 >

- ① 自治体は、避難情報の発令を判断するにあたり、気象台の助言制度や、「自治体向け防災情報提供システム」を積極的に活用する。
- ② 県は、災害時情報共有システムなどを經由し、「雨雲レーダー」をはじめ収集した降雨などの詳細メッシュデータを「見える化」するとともに、すだちくんメールや安心とくしまホームページ等も活用しながら、市町村に情報提供を行う。

#### < 洪水等 >

- ① ダムの放流量、各地点の河川水位を随時確認し、これを判断の基準とする。
- ② 水位を観測していない河川についても、水防団が出動した場合は、水防団からの現地情報を避難勧告の判断材料とする。
- ③ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。

#### <土砂災害>

- ① 1kmメッシュの「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」を随時確認し、これを判断の基準とする。

- ② 土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域に更に避難勧告を検討する。
- ③ 土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に、避難勧告等の発令を検討する。
- ④ 前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を、躊躇なく避難指示の対象地域とする。

## 第2 住民への情報提供のあり方

### 1) 自治体（県・市町村）

#### 【推進事項】

- テレビやラジオのほか、ケーブルテレビ、防災無線、IP告知システム、緊急速報メール、インターネット、SNSなど、様々な情報提供手段の複線化を推進
- 迅速な情報提供に向け、マスメディアと連携した「Lアラート」の活用を推進
- ライブ映像の活用など、できる限り情報を「見える化」し、住民に注意を喚起できる手法を検討
- わかりやすい避難情報を伝達するための市町村職員のスキルアップ研修の実施
- 避難を促す仕組みの構築
  - 例) 雨量メッシュ情報などをもとに、避難を促すプッシュ型システム  
地域のソーシャルな関係の中で、SNS等で呼びかけるシステムなど
- 要配慮者（高齢者や障がい者など）への対策を検討
  - - ・地域住民の情報を平時から把握する自主防災組織や消防団などの活動
    - ・自主防災組織や消防団が、高齢者や障がい者などを戸別訪問し、避難を呼びかける体制の構築
    - ・障がい等の特性に応じた多様な伝達手段の整備
    - ・情報提供の多言語化の検討

#### （参考）要配慮者への情報伝達

（内閣府H31.3「避難勧告等に関するガイドライン」参照）

要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておくべきである。

聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）、プラカードによる視覚的な情報伝達、個別訪問

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機、放送や拡声器等を使用した呼びかけ、個別訪問

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送（副音声など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送、SNS等のインターネットを通じた情報提供、わかりやすい日本語による情報提供、多言語による情報提供※

※多言語による防災情報の提供については、多言語で情報発信するアプリケーション（Saftytips等）の活用や、市町村の防災情報のホームページ等の多言語化が重要である。

その上で、その利用を市町村内の外国人に周知することが望ましい。

## 2) マスメディアなど

### 【推進事項】

- 台風や豪雨の特徴、災害へ備えるポイントなど、早めの注意喚起
- 分かりやすく、かつ注意喚起が形骸化しない情報提供の工夫

(参考) 平成26年台風11号の浸水地域(阿南市、那賀町)における  
住民への調査結果の概要

#### ① 情報の認知状況

- ・大雨警報など「気象警報」 → 8割を超える方が認知
- ・「土砂災害警戒情報」 → 6～7割が認知
- ・「洪水予報」 → 4割程度も認知に留まり、  
全く知らない方も、2～3割存在
- ・「避難勧告、指示」 → 7～8割が認知

#### ② 情報の入手先

- ・大雨警報など「気象警報」 → テレビ、ケーブルテレビが中心
- ・「避難勧告、指示」や「洪水予報」  
→ テレビだけでなく、防災無線やメールなど多様

### (参考) 情報伝達手段別の特徴と注意事項

(内閣府H31.3「避難勧告等に関するガイドライン」参照)

#### □ テレビ放送(ケーブルテレビを含む)

避難勧告等の速報性の高い情報がテロップ(文字情報)により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報伝達を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、テレビのデータ放送を活用することも考えられる。

#### □ ラジオ放送(コミュニティFMを含む)

携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。ただし、コミュニティFM放送の場合は、市町村単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様の使い方が可能である。

#### □ 市町村防災行政無線(同報系)

耐災害性が高く、市町村が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる。屋外スピーカーから伝達する場合は、大雨で音がかき消されるなど気象条件、設置場

所等によっては情報伝達が難しく、テレビ、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。なお、屋外スピーカーからの放送が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することができるテレフォンサービスを導入している場合もある。屋外スピーカーからの音声放送を契機に、PULL型手段を活用して情報を収集するよう住民の意識付けを行うことも考えられる。

また、屋内で情報を受信できる戸別受信機は、端末設置世帯に確実に情報を伝達できるが、人口の多い都市部では、全世帯への受信機の配備が困難な場合が多い。

#### □ IP告知システム

IP告知システムとは、IP技術を用いて災害情報提供を行うシステムである。ブロードバンド環境が必要であり、IPネットワークに専用端末を接続し、家庭内あるいは小中学校等に設置することにより放送形式で情報伝達を行うことができる。専用端末には緊急放送を感知して自動的に電源が入る機能などがあり、防災行政無線の個別受信機と同様の使い方が可能であるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要である。

#### □ 広報車による広報

実際に地域を巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができる。一方、周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られ、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

#### □ 電話、FAX、登録制メール

対象者に直接情報を伝えるため、確実性が高いが、電話による避難勧告等の情報伝達では、輻輳により繋がりにくい場合や、同時に複数の相手に連絡することができない課題がある。電話を用いる場合は、自治会長等の限られた人に連絡するような仕組みを構築しておく必要がある。

FAXやメールは、あらかじめ一斉送信を行う者を決め、連絡先を登録しておけば、一定程度の対象者に直接情報を伝えることができる。

#### □ 緊急速報メール

市町村からの避難勧告等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信することができ、住民以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。生命に関わる緊急性の高い情報が配信されるものである等、事前に配信される内容を周知しておくことが望ましい。なお、緊急速報メールの配信には携帯電話事業者との利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限）等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。

#### □ SNS

ツイッターやフェイスブックなどのSNSは、登録利用者同士がリアルタイムで情報交換できるが、利用者間で情報が伝搬・拡散し、思い込みや誤った情報が広がる場合もある。市町村は、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。

#### □ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点がある。一方、声かけを担う自主防災組織や住民への正しい情報伝達手段が整っていることが前提となる。訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気や地域コミュニティ内で醸成しておくことが重要である。

## 第3 住民の避難行動のあり方

### 1) 避難行動を促す手法（自助）

#### 【推進事項】

- 避難情報、気象情報の正しい理解
  - 例) 警戒レベルに対応する避難情報、気象情報等の理解の促進、ハザードマップなどによる災害リスクの周知 など
- 正常性バイアスや過去の災害経験の有無に関わらない避難行動の徹底
  - ・自分の家は大丈夫との思い込み、避難勧告慣れなどの払拭
- 「家族継続計画（FCP）」の推進
  - ・避難場所、避難経路の確認
  - ・非常持ち出し袋、備蓄の実施など
  - ・短時間での浸水や急な土砂崩壊に備え、自宅の安全な場所の確認

### 2) 避難行動を支える手法（共助・公助）

#### 【推進事項】

- 避難を後押しする体制の構築
  - ・自主防災組織や消防団など地域単位での啓発や訓練、避難の呼びかけ
  - ・周辺住民が逃げなければいけないと思わせる「率先避難者」の育成
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
  - ・避難行動要支援者名簿を活用した地域の取組への支援
  - ・防災と福祉（地域包括支援センター、ケアマネージャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進
- 良好な避難環境の整備
  - ・災害種別に応じた避難所の指定見直しと、トイレ環境の改善等避難所の生活の質の向上
  - ・安全な避難経路の情報提供

（参考）平成26年台風11号の浸水地域（阿南市、那賀町）における住民への調査結果の概要

- ① 実際に避難した住民
  - ・阿南市で3割、那賀町で5割
- ② 避難先
  - ・避難先：4割が「避難所」、4割が「自宅（垂直避難）」
- ③ 避難のタイミング
  - ・「避難勧告」や「避難指示」は2割程度
  - ・実際に、危険（水）が迫ってから逃げた方が多い

- ・普段から危険を認識している住民が、早い段階から避難行動を開始する傾向
- ・水平避難には「声かけ」が最も有効（水平避難の約4割が、声かけによるもの）

④ 平時の備え

- ・平時から避難場所を確認している住民は約3割、避難経路の確認は1割強

(参考) 居住者等の避難行動の原則

(内閣府H31.3「避難勧告等に関するガイドライン」参照)

[ 全般 ]

- 避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- 台風や同程度の温帯低気圧等の接近や大雨等のおそれがある場合は、その時点での防災気象情報等や避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- 避難勧告等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというのではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- 台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な居住者等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、暴風で避難できなくなる前に、各人が判断して早めに立退き避難を行う必要がある。
- 自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに留意すべきである。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、気象庁から警戒レベル2の情報（大雨等の注意報）が発表された段階から、ホームページ等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる必要がある。また、災害時に利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。

[ 洪水等時の注意点 ]

- 家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、指定緊急避難場所まで立退き避難する。
- 洪水浸水想定区域の居住者等については、逃げ遅れて、もしくは激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（河川から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。

- 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に中小河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- 大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールの蓋が開いていたり側溝が見えにくくなるため、マンホールや道路の側溝には近づかない。
- その他河川や下水道からの氾濫に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- その他河川や下水道からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する。
- 激しい降雨時には、河川には近づかない。
- 小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。

#### [ 土砂災害における注意点 ]

- 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始することを推奨する。風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるので、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始することが望ましい。
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、市町村にすぐに連絡する。